

柏原市農業後継者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、J A大阪中河内と柏原市が共同で実施する柏原市農業後継者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、農業後継者（親元就農）の経営改善に対する事業に助成することにより、農業後継者の増加と経営安定を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業施設整備事業
- (2) 農業機械導入事業
- (3) 農業設備導入事業

(補助対象者)

第4条 この補助金は柏原市内の農業者において50歳未満で農業後継者として就農し、就農から5年以内の者で次の要件を満たす者を対象者とする。

- (1) 認定新規就農者または認定農業者の後継者
- (2) 経営開始資金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額及び交付回数)

第6条 補助金の額は、1事業につき前条に規定する補助対象経費に要する額の2分の1以内の額で上限80万円とする。ただし、補助対象経費が予算の範囲を超える場合は、予算の範囲内で別途限度額を定めるものとする。

2 補助金の交付回数は、対象者1名につき1会計年度に1回とし、通算2回を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請は、柏原市農業後継者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

- (1) 概算見積書
- (2) その他、協議会が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第8条 協議会は、前条による補助金交付申請書を受理したときは、当該書類について審査を行う。

2 前項の規定による審査の結果、補助を必要と認めて補助金の交付を決定したときは、申請者に対し補助金交付指令書（様式第2号）を交付するものとする。

3 協議会は、前項の補助金の交付を決定する場合において、補助金の必要性、効率性及び公平性の観点から検討を行い、必要な条件を付することができる。

- 4 第2項の規定により補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 5 第2項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、当該年度の3月末日までに補助対象事業を完了しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助対象事業の成果を記載した事業実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて協議会に報告しなければならない。

- (1) 領収書及び契約書の写し
 - (2) その他協議会が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、協議会がその必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

（補助金の交付）

第10条 協議会は、前条による実績報告後において補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第4号）により補助金の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 申請内容が、虚偽または不正によると判明したときは、協議会は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の交付があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 協議会は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の取消に係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（帳簿書類等の整理、保管及び調査）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る、領収書等の関係書類を整理し、補助事業の終了後10年間保管しなければならない。

- 2 補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（暴力団の排除）

第14条 協議会は、柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）の規定に基づき、補助金の交付申請があった場合において、補助金の交付が暴力団への活動資金又は利益になると認められるときは、補助金の交付を承認しないものとする。

- 2 協議会は、補助金の交付決定後又は交付後に、補助金の交付が暴力団への活動資金又は利益になると認められたときは、交付決定の取消又は補助金の返還を求めるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費（項目）	内容
農業施設	例：ビニールハウス・直売施設・農小屋など
農業機械	例：耕運機・運搬機・乾燥機など
農業設備	例：灌水設備・換気装置・加温機など
	※新規取得に限る。 ※中古品の取得の場合は耐用年数残存期間が5年以上残っていること。